

専決処分報告（調停）

令和8年（2026年）5月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料請求事件8件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和7年12月17日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第117号賃料請求事件	手稲区宮の 沢団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計484,700円を今後分割して令和11年12月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
2	令和7年12月23日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第94号 賃料請求事件	白石区本郷 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計260,820円を今後分割して令和9年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和8年1月15日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第116号 賃料請求事件	西区発寒8 条団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計285,700円を今後分割して令和9年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和8年1月20日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第130号 賃料請求事件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計377,500円を今後分割して令和8年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	令和8年2月16日 札幌簡易裁判所 令和8年(ユ)第2号 賃料請求事件	東区北東団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計526,200円を今後分割して令和11年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
6	令和8年3月2日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第131 号賃料請求事件	東区丘珠団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計398,480円を今後分割して令和11年7 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	令和8年3月2日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第132 号賃料請求事件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計310,400円を今後分割して令和13年3 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	令和8年3月9日 札幌簡易裁判所 令和8年(ユ)第17号 賃料請求事件	白石区北郷 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計314,890円を今後分割して令和10年10 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。